

南アルプス世界自然遺産登録長野県連絡協議会
学術調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南アルプスの世界自然遺産登録に向け、長野県地域における南アルプスの傑出した自然等に関する学術的知見の集積を図るため、南アルプス世界自然遺産登録長野県連絡協議会学術調査検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 南アルプスの傑出した自然等に係る学術調査に関する事項
- (2) その他目的達成のため必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他会長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、南アルプス世界自然遺産登録長野県連絡協議会事務局において処理する。

(その他)

第6条 上記に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。